

## 消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング対象施策

平成 23 年 6 月 3 日

消費者委員会

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
13	消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。	消費者庁 関係省庁等	平成 22 年度に検討を開始し、平成 23 年度のなるべく早い時期に結論を得ます。
15	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実に図りつつ、調査機関の在り方について検討します。	国土交通省	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。